

新国立競技場整備事業における 健康管理に係る取組等について

平成29年12月26日
独立行政法人日本スポーツ振興センター

新国立競技場整備事業における健康管理に係る取組について

労災事案を受けて、各事業者における法令遵守の徹底を前提としつつ、元請事業者においても、下請事業者に対し、主として、以下の健康管理に係る取組を講じる。

1. 作業従事者の健康管理体制の整備

現場内に健康支援施設(健康相談室)を設置し、看護師を常駐させるとともに、医師等を配置。また、電話等による健康相談窓口(無料)の設置。さらに、地域産業保健センター等※の協力により、下請事業者への健康管理等に関する講話等を実施

※小規模事業場等に、産業保健サービスを提供する国の予算事業

2. 時間外労働の短縮化の促進

現場内詰所の原則20時閉所を徹底するとともに、各下請事業者には作業従事者の入退場記録を提供し、労働時間の適正な把握への活用を促進

3. 日常的な健康管理の促進

各下請事業者に対し、作業開始前に作業従事者の体調の確認を行い、体調不良の場合には、健康相談室の活用等を要請

4. ストレスチェックの実施の促進

各下請事業者に対し、朝礼時に「労働者の疲労蓄積度チェックリスト」(厚生労働省)等を配布することやストレスチェックの実施を促進。高ストレス判定の場合には、地域産業保健センターによる面接指導の受診などを勧奨

➡ JSCは、元請事業者より、上記の健康管理対策等の実施状況を聴取し、2020オリパラ大会施設工事安全衛生対策協議会に報告

1. 作業従事者の健康管理体制の整備

○現場内に健康支援施設(健康相談室)を設置し、看護師を常駐させるとともに、医師等を配置。

- ・6月より、作業員の健康管理を支援することを目的として、現場内に健康支援施設(健康相談室)を設置し、**看護師を常駐**

- ・11月末より、**医師及びカウンセラーを配置(週1～2回)**

○また、電話等による健康相談窓口(無料)の設置。

- ・11月中旬に「**心と体の健康相談ホットライン**」(電話・メール)を開設

○ さらに、地域産業保健センター等※の協力により、下請事業者への健康管理等に関する講話等を実施

※小規模事業場等に、産業保健サービスを提供する国の予算事業

- ・今後、適時に地域産業保健センター等と調整予定。



健康相談室
(受付、問診票・ストレスチェック等の記入場所)



健康相談室
(医師等による健康相談)

2. 時間外労働の短縮化の促進

現場内詰所の原則20時閉所を徹底するとともに、各下請事業者には作業従事者の入退場記録を提供し、労働時間の適正な把握への活用を促進

- ・5月より、現場内詰所を原則20時閉所とし、見回りを開始（建設現場内の作業時間は原則18時まで）
- ・8月より、静脈認証による通門管理システムの入退記録を各事業者へ提供。当該記録を作業従事者の労働時間の適正な把握にも活用するなど、時間外労働の短縮化に適切に取り組むよう、毎月開催の災害防止協議会等を通じ、重ねて周知

3. 日常的な健康管理の促進

各下請事業者に対し、作業開始前に作業従事者の体調の確認を行い、体調不良の場合には、健康相談室の活用等を要請

- ・上記取組を継続的に実施

4. ストレスチェックの実施の促進

各下請事業者に対し、朝礼時に「労働者の疲労蓄積度チェックリスト」(厚生労働省)等を配布することやストレスチェックの実施を促進。高ストレス判定の場合には、地域産業保健センターによる面接指導の受診などを勧奨

・12月初旬に、下請事業者の安全衛生責任者を通じて当日入場の作業従事者(約1,200名)に「労働者の疲労蓄積度チェックリスト」を配布

・その後の朝礼時に、作業員に、自己によるストレスチェックの実施を促し、高ストレス判定時には地域産業保健センター、健康相談室又は電話等による健康相談窓口の活用を勧奨

● 労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト ●

記入年月日 年 月 日

このチェックリストは、労働者の仕事による疲労蓄積を、自覚症状と勤務の状況から判定するものです。

1 最近1か月間の自覚症状について、各質問に対し最も当てはまる項目の□に✓を付けてください。

1. イライラする	☐ ほとんどない(0)	☐ 時々ある(1)	☐ よくある(3)
2. 不安だ	☐ ほとんどない(0)	☐ 時々ある(1)	☐ よくある(3)
3. 落ち着かない	☐ ほとんどない(0)	☐ 時々ある(1)	☐ よくある(3)
4. ゆうつだ	☐ ほとんどない(0)	☐ 時々ある(1)	☐ よくある(3)
5. よく眠れない	☐ ほとんどない(0)	☐ 時々ある(1)	☐ よくある(3)
6. 体の調子が悪い	☐ ほとんどない(0)	☐ 時々ある(1)	☐ よくある(3)
7. 物事に集中できない	☐ ほとんどない(0)	☐ 時々ある(1)	☐ よくある(3)
8. することに間違いが多い	☐ ほとんどない(0)	☐ 時々ある(1)	☐ よくある(3)
9. 仕事中、強い眠気に襲われる	☐ ほとんどない(0)	☐ 時々ある(1)	☐ よくある(3)
10. やる気が出ない	☐ ほとんどない(0)	☐ 時々ある(1)	☐ よくある(3)
11. ヘとヘと(運動後を除く)	☐ ほとんどない(0)	☐ 時々ある(1)	☐ よくある(3)
12. 朝、起きた時、ぐったりした疲れを感じる	☐ ほとんどない(0)	☐ 時々ある(1)	☐ よくある(3)
13. 以前とくらべて、疲れやすい	☐ ほとんどない(0)	☐ 時々ある(1)	☐ よくある(3)

自覚症状の評価 各々の答えの()内の数字を全て加算してください。 合計 _____ 点

I	0-4点	II	5-10点	III	11-20点	IV	21点以上
---	------	----	-------	-----	--------	----	-------

2 最近1か月間の勤務の状況について、各質問に対し最も当てはまる項目の□に✓を付けてください。

1. 1か月の時間外労働	☐ ない又は適当 (0)	☐ 多い (1)	☐ 非常に多い (3)
2. 不規則な勤務(予定の変更、突然の仕事)	☐ 少ない (0)	☐ 多い (1)	☐ -
3. 出張に伴う負担(頻度・拘束時間・時差など)	☐ ない又は小さい (0)	☐ 大きい (1)	☐ -
4. 深夜勤務に伴う負担(★1)	☐ ない又は小さい (0)	☐ 大きい (1)	☐ 非常に大きい (3)
5. 休憩・仮眠の時間数及び施設	☐ 適切である (0)	☐ 不適切である (1)	☐ -
6. 仕事についての精神的負担	☐ 小さい (0)	☐ 大きい (1)	☐ 非常に大きい (3)
7. 仕事についての身体的負担(★2)	☐ 小さい (0)	☐ 大きい (1)	☐ 非常に大きい (3)

★1:深夜勤務の頻度や時間数などから総合的に判断してください。深夜勤務は、深夜時間帯(午後10時～午前5時)の一部または全部を含む勤務を指します。
★2:肉体的作業や寒冷・暑熱作業などの身体的な重さの負担

勤務の状況の評価 各々の答えの()内の数字を全て加算してください。 合計 _____ 点

A	0点	B	1-2点	C	3-5点	D	6点以上
---	----	---	------	---	------	---	------

5. その他

・11月末の災害防止協議会において、(独)労働者健康安全機構のリーフレット(専門相談ダイヤル・産業保健関係助成金)を下請事業者配布

～新国立競技場建設工事に関わる事業者のみなさへ～

**健康管理のための
専用相談ダイヤルをご活用ください**

東京産業保健総合支援センターでは、事業者が行う労働者の健康管理対策について、様々な支援を行っています。

平成29年11月より、新国立競技場の建設工事関係者向けの専用相談ダイヤルを開設しましたので、是非ご利用ください。相談は無料です。

こんな時にはお電話ください

- ◇健康管理について事業者の実施すべきことを知りたい
- ◇従業員に対して健康教育を行いたい
- ◇健康診断で有所見者がいたので、配慮事項について医師の意見を聴きたい(※)
- ◇残業時間の長い労働者に医師の面接指導を受けさせたい(※)
- ◇ストレスチェックの結果、高ストレスと判定された労働者に医師の面接指導を受けさせたい(※)
- ◇メンタルヘルス対策に取り組みたい
- ◇健康管理に関する助成金を利用したい(店社が労働保険に加入していることが条件となります)

(※)の相談に関しては、担当する地域窓口(裏面の地域産業保健センター)をご紹介します。また、地域窓口にご連絡いただくことも可能です。
ご連絡の際には、「新国立の関係請負事業場」である旨をお伝えください。

**新国立競技場の建設工事現場で働く
労働者の健康管理に関する相談ダイヤル**

電話番号 03-3221-1029

受付時間 平日9:00～17:00
※土日・祝日・12/29～1/3は除きます

独立行政法人労働者健康安全機構 東京産業保健総合支援センター

H29.12

職場の健康づくりを応援します!

平成29年度 産業保健関係助成金のご案内

ストレスチェック助成金
(労働者数50人未満の事業場が対象)

○小規模事業場が産業医の要件を備えた医師と契約し、ストレスチェック等を実施した場合に、次の費用を助成する。

①ストレスチェックの実施に対する助成
●従業員1人につき500円を上限として、その実費額を支給。

②ストレスチェック実施後の医師による面接指導・意見陳述に対する助成
●医師による活動1回につき21,500円を上限として、その実費額を支給(一事業場につき年3回が限度)。

NEW 職場環境改善計画助成金
(労働者数の制限なし)

○ストレスチェック実施後の集団分析を踏まえ、【Aコース】専門家(※)の指導に基づき、職場環境改善計画を作成・実施した場合に、指導費用及び機器・設備購入費の実費を支給(10万円を上限、うち機器・設備購入費は5万円を上限かつ単価5万円以内のもので将来にわたり1回限り)。

(※)：産業医等の医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、産業カウンセラー・臨床心理士等の心理職、労働衛生コンサルタント

【Bコース】メンタルヘルス対策促進員の助言・支援(訪問3回まで)を受け、職場環境改善計画を作成・実施した場合に、機器・設備購入費の実費を支給(5万円を上限かつ単価5万円以内のもので将来にわたり1回限り)。

**NEW 小規模事業場
産業医活動助成金**
(労働者数50人未満の事業場が対象)

○小規模事業場が産業医の要件を備えた医師と職場巡回、健康診断異常所見者に関する意見聴取、保健指導等、産業医活動の全部または一部を実施する契約をした場合に実費を支給(6か月当たり10万円を上限×2回限り)。

※一事業場につき将来にわたって2回の支給に限りません。

NEW 心の健康づくり計画助成金
(労働者数の制限なし)

○メンタルヘルス対策促進員の助言・支援(訪問3回まで)を受け、心の健康づくり計画(ストレスチェック実施計画を含む)を作成し、計画に基づきメンタルヘルス対策を実施した場合に支給(一律10万円)。

※一企業につき将来にわたって1回の支給に限りません。

産業保健関係助成金のお問い合わせは

独立行政法人 労働者健康安全機構

0570-783046

ナビダイヤル ナ ヤ ミ ラ シ ロウ

◆この助成金は、厚生労働省の産業保健活動総合支援事業の一環として行われています。◆

6. 参考(快適な環境の整備①)



現場内詰所



現場責任者等が使用する職長室 ※土足厳禁



スポット休憩所
※各所にAED・救急箱等設置



タイルカーペット敷の休憩所
※各所に血圧計等設置



ストレッチや足を伸ばせる休憩所



女性専用休憩所

※必要な見直し等を行う場合があります。

6. 参考(快適な環境の整備②)



ヘルメット専用洗浄機



シャワー室・洗濯機・乾燥機



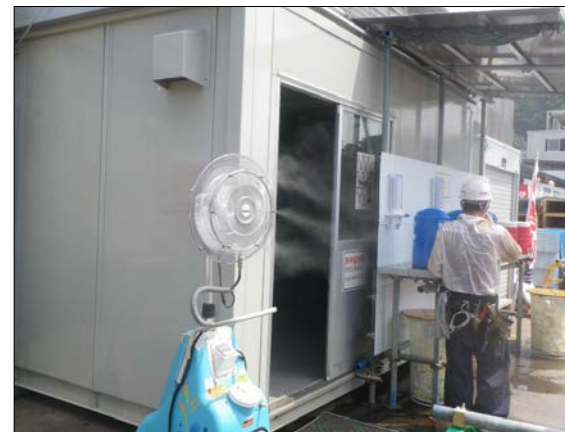
各所にハンドドライヤー



熱中症予防(水分補給・塩飴)



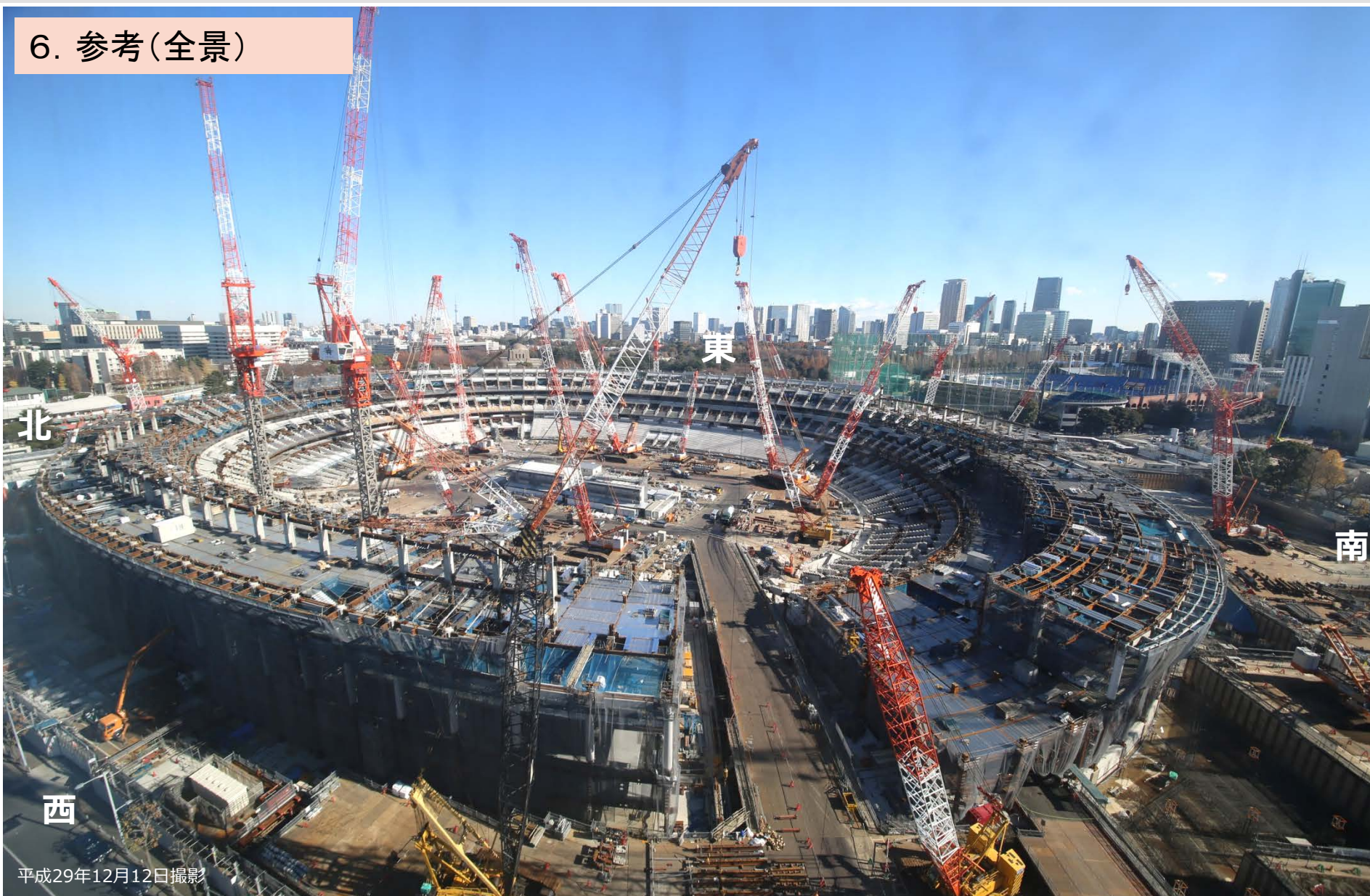
熱中症予防(かき氷機・製氷機)



熱中症予防(冷房室・ミストファン)

※必要な見直し等を行う場合があります。

6. 参考(全景)



平成29年12月12日撮影